

# 平成 24 年度 自己点検シート

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業所番号： 3 3

---

事業所名：

---

点検年月日：平成 年 月 日( )

---

点検担当者：

---

確 認 事 項	適 否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>・事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>「居宅療養管理指導の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図る。」</p> <p>「介護予防居宅療養管理指導の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。」</p> <p>・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤P126, P1005】</p> <p>・定款、寄附行為等</p> <p>・運営規程</p> <p>・パンフレット等</p>
<p><b>第2 人員に関する基準</b></p> <p><b>従業者の員数</b></p> <p>・従業者の員数は次のとおりか。</p> <p>(病院又は診療所)</p> <p>①医師又は歯科医師</p> <p>②薬剤師、看護職員、歯科衛生士（歯科衛生士が行う指定（介護予防）居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士</p> <p>その提供する指定（介護予防）居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p> <p>(薬局)</p> <p>薬剤師</p> <p>(指定訪問看護ステーション等)</p> <p>看護職員（歯科衛生士が行う指定（介護予防）居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師）</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤P126, P1005】</p> <p>【居宅 基準第85条】</p> <p>【介護予防基準第88条】</p> <p>・勤務体制一覧表</p> <p>・出勤簿（タイムカード）</p> <p>・給与台帳</p> <p>・資格証</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p><b>第3 設備に関する基準</b></p> <p><b>設備及び備品等</b></p> <p>(1) 事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であるか。</p> <p>(2) 事業の運営に必要な広さを有しているか。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤P128, P1006】</p> <p>【居宅 基準第86条】</p> <p>【介護予防基準第89条】</p>
<p><b>第4 運営に関する基準</b></p> <p><b>1 内容及び手続の説明及び同意</b></p> <p>(1) 重要事項を記した文書を交付して、説明を行っているか。</p> <p>(2) 重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。</p> <p style="margin-left: 20px;"> <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                     重要事項最低必要項目                      ①運営規程の概要                      ②従業者の勤務体制                      ③事故発生時の対応                      ④苦情処理の体制                 </span> </p> <p>(3) 利用申込者の同意は、適正に徴されているか。                  *双方保護の観点から、書面によることが望ましい。(通知)</p> <p><b>2 提供拒否の禁止</b> <span style="float: right;">事例の有・無</span></p> <p>・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。                  (提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か。)</p> <p style="margin-left: 20px;">正当な理由の例 (通知)</p> <p style="margin-left: 20px;"> <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                     ①事業所の現員では対応しきれない。                      ②利用申込者の居住地が実施地域外である。                      ③適切なサービスを提供することが困難な場合。                 </span> </p> <p><b>3 サービス提供困難時の対応</b> <span style="float: right;">事例の有・無</span></p> <p>・ 居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに行っているか。</p> <p><b>4 受給資格等の確認</b></p> <p>(1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。</p> <p style="margin-left: 20px;"> <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                     ①被保険者資格                      ②要介護(支援)認定の有無                      ③要介護(支援)認定の有効期間                 </span> </p> <p>(2) 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。                  (事業者が被保険者証を取り込んでいないか。)</p> <p>(3) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。 <span style="float: right;">事例の有・無</span></p>	<p>【赤P128, P1006】</p> <p>【居宅 基準第8条】</p> <p>【介護予防基準第8条】</p> <p>・重要事項説明書</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>・同意に関する書類</p> <p>適 否</p> <p>【居宅 基準第9条】</p> <p>【介護予防基準第9条】</p> <p>・利用申込受付簿</p> <p>・要介護度の分布がわかる資料</p> <p>適 否</p> <p>【居宅 基準第10条】</p> <p>【介護予防基準第10条】</p> <p>適 否</p> <p>【居宅 基準第11条】</p> <p>【介護予防基準第11条】</p> <p>・サービス提供票</p> <p>・個人記録</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤P128, P1006】</p> <p>【居宅 基準第8条】</p> <p>【介護予防基準第8条】</p> <p>・重要事項説明書</p> <p>・同意に関する書類</p> <p>【居宅 基準第9条】</p> <p>【介護予防基準第9条】</p> <p>・利用申込受付簿</p> <p>・要介護度の分布がわかる資料</p> <p>【居宅 基準第10条】</p> <p>【介護予防基準第10条】</p> <p>【居宅 基準第11条】</p> <p>【介護予防基準第11条】</p> <p>・サービス提供票</p> <p>・個人記録</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p><b>5 要介護認定等の申請に係る援助</b></p> <p>(1) 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。</p> <p>〔 必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。 〕</p> <p>(2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。 *居宅介護支援が利用者に対し行われていない場合。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 基準第12条】 【介護予防基準第12条】</p>
<p><b>6 心身の状況等の把握</b></p> <p>・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【居宅 基準第13条】 【介護予防基準第13条】 ・サービス担当者会議の要点の記録</p>
<p><b>7 居宅介護支援事業者等との連携</b></p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。</p> <p>(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 基準第64条】 【介護予防基準第67条】</p>
<p><b>8 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供</b></p> <p>・居宅（介護予防）サービス計画に沿った指定（介護予防）居宅療養管理指導を提供しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【居宅 基準第16条】 【介護予防基準第16条】 ・居宅（介護予防）サービス計画書</p>
<p><b>9 身分を証する書類の携行</b></p> <p>(1) 従業者に身分を明らかにする書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するよう指導しているか。</p> <p>(2) 証書等に、事業所の名称、従業者の氏名が記載されているか。 (従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 基準第18条】 【介護予防基準第18条】 ・身分を証する書類 (事業者が発行した証書、名札等)</p>
<p><b>10 サービスの提供の記録</b></p> <p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。</p> <p>(2) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の用意する手帳等に記載する等）により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 基準第19条】 【介護予防基準第19条】 ・サービス提供票</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p><b>11 利用料等の受領</b>            [法定代理受領サービスに該当する場合]            ・ 1割相当額の支払を受けているか。</p> <p>[法定代理受領サービスに該当しない場合]            (1) 10割相当額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</p> <p>[その他の費用の支払を受けている場合]            (1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスの提供を行った場合に要した交通費の額の支払を利用者から受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。</p> <p>(2) (1)の支払を受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>(3) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。            ＊通常の事業の実施地域以外の訪問についての交通費は課税される。</p> <p>(4) 要した費用の支払を受けた際、領収証を交付しているか。</p> <p>(5) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【居宅 基準第87条】            【介護予防基準第90条】            ・領収証控</p> <p>・運営規程</p> <p>・重要事項説明書            ・同意書</p> <p>・領収証控            【青P42】</p> <p>【介護保険法第41条第8項】</p> <p>【介護保険法施行規則第65条】</p>
<p><b>12 保険給付の請求のための証明書の交付</b>            [法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合]            ・ サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【居宅 基準第21条】            【介護予防基準第21条】</p>
<p><b>13 指定（介護予防）居宅療養管理指導の基本取扱方針</b>            (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、又は、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し計画的に行っているか。</p> <p>(2) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 基準第88条】            【介護予防基準第94条】</p>
<p><b>14 指定（介護予防）居宅療養管理指導の具体的取扱方針</b>            [医師又は歯科医師が行う場合]            (1) サービスの提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供、並びに利用者又はその家族に、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【居宅 基準第89条】            【介護予防基準第95条】            ・指定（介護予防）居宅療養管理指導記録書</p>

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
(2) 居宅介護支援事業者等への情報提供は、サービス担当者会議に参加することにより行われているか。また、参加が困難な場合には、原則として、文書等により情報提供を行っているか。	適	否	
(3) 利用者又はその家族からの相談に応ずるとともに、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。また、指導又は助言については、文書を交付するよう努めているか。	適	否	
(4) 提供したサービスの内容について、診療録に記録しているか。	適	否	
[薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が行う場合]			
(1) サービスの提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。	適	否	
(2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適	否	
(3) 常に利用者の病状等の把握に努め、適切なサービスを提供しているか。	適	否	
(4) 提供したサービスの内容について、速やかに診療記録を作成し、医師又は歯科医師に報告しているか。	適	否	
[看護職員が行う場合]			
(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行っているか。	適	否	
(2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。	適	否	
(3) 提供したサービスの内容について、速やかに記録を作成し、医師又は居宅介護支援事業者等に報告しているか。	適	否	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">15 利用者に関する市町村への通知</div> <span style="margin-left: 20px;">事例の有・無</span> 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村へ通知しているか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。	適	否	【居宅 基準第26条】 【介護予防基準第23条】 ・市町村に送付した通知に係る記録

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p><b>16 管理者の責務</b></p> <p>(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	適	否	<p>【居宅 基準第52条】</p> <p>【介護予防基準第52条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図</li> <li>・業務日誌</li> </ul>
<p><b>17 運営規程</b></p> <p>・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。また、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③営業日及び営業時間</p> <p>④指定（介護予防）居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤その他運営に関する重要事項</p>	適	否	<p>【居宅 基準第90条】</p> <p>【介護予防基準第91条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> </ul>
<p><b>18 勤務体制の確保等</b></p> <p>(1) 原則として月ごとの勤務表を作成しているか。 また、従業者について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。</p> <p>(3) 従業者のうち医師、歯科医師、看護師等は、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。 *派遣労働者（紹介予定派遣を除く。）は禁止されている。 事例の有・無</p> <p>(4) 従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。</p>	適	否	<p>【居宅 基準第30条】</p> <p>【介護予防基準第28条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務体制一覧表</li> <li>・研修計画</li> <li>・研修会資料</li> </ul>
<p><b>19 衛生管理等</b></p> <p>(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。（衛生教育等）</p> <p>(2) 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、感染を予防するための備品を備えるなどの対策を講じているか。（使い捨て手袋、手指洗浄設備等）</p> <p>(3) 設備や備品について、衛生的な管理に努めているか。（設備の清掃、消毒、備品の保管方法、保管状態）</p>	適	否	<p>【居宅 基準第31条】</p> <p>【介護予防基準第29条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生マニュアル</li> <li>・健康診断の記録</li> </ul>
<p><b>20 掲 示</b></p> <p>(1) 重要事項の掲示方法は適切か。（場所、文字の大きさ等）</p>	適	否	<p>【居宅 基準第32条】</p> <p>【介護予防基準第30条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図</li> </ul>

確 認 事 項	適 否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p>(2) 重要事項はすべて揭示されているか。            ①運営規程の概要            ②従業者の勤務体制            ③苦情に対する措置の概要            ④利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p>	<p>適 否</p>	
<p>(3) 揭示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p><b>21 秘密保持等</b></p>		<p>【居宅 基準第33条】</p>
<p>(1) 利用者の個人記録の保管方法は適切か。</p>	<p>適 否</p>	<p>【介護予防基準第31条】</p>
<p>(2) 従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。(就業規則に盛り込む等の雇用時の取り決め、違約金についての定めを置く等)</p>	<p>適 否</p>	<p>・就業時の取り決め等の記録(就業規則)</p>
<p>(3) サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族に適切な説明(利用の目的、利用される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・同意書</p>
<p>(4) 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	<p>適 否</p>	
<p><b>22 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</b></p>		<p>【居宅 基準第35条】</p>
<p>・ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【介護予防基準第33条】</p>
<p><b>23 苦情処理</b></p>		<p>【居宅 基準第36条】</p>
<p>(1) 苦情を受け付けるための相談窓口があるか。            また、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要を記載するとともに、事業所に掲示してあるか。</p>	<p>適 否 適 否</p>	<p>【介護予防基準第34条】</p> <p>・苦情に関する記録            ・苦情処理マニュアル</p>
<p>(2) 苦情を受け付けた場合、受付日、内容等を記録しているか。            また、記録は2年間保存しているか。(通知) 事例の有・無</p>	<p>適 否 適 否</p>	<p>・苦情に関する記録</p>
<p>(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>(4) 市町村が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合に改善を行っているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>(5) 市町村からの求めがあった場合、改善内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>(6) 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合に改善を行っているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>(7) 国民健康保険団体連合会からの求めに応じ、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>適 否</p>	

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p><b>24 地域との連携</b></p> <p>(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業（介護相談員派遣事業）を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業にも協力するよう努めているか。</p>	適	否	【居宅基準第36条の2】 【介護予防基準第34条の2】
<p><b>25 事故発生時の対応</b></p> <p>(1) 事故発生時の連絡体制（市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等）が整えられているか。</p> <p>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 事例の有・無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間保存しているか。（通知）</li> <li>・県の指針に基づき、県（所管県民局）へ報告しているか。</li> </ul> <p>(3) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。 （損害賠償保険への加入又は賠償資力を有することが望ましい。）</p> <p>(4) 事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。</p>	適	否	【居宅 基準第37条】 【介護予防基準第35条】 ・連絡体制表 ・事故記録
<p><b>26 会計の区分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定（介護予防）居宅療養管理指導の事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅療養管理指導の事業の会計と、その他の事業の会計を区分しているか。</li> </ul>	適	否	【居宅 基準第38条】 【介護予防基準第36条】 ・会計関係書類
<p><b>27 記録の整備</b></p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 〔諸記録〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①提供した具体的なサービスの内容等の記録 （診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録を含む） *診療録はその完結の日から5年間保存すること。 *保険医療機関の療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録、保険薬局の患者に対する療養の給付に関する処方せん及び調剤録の保存はその完結の日から3年間保存すること。</li> <li>②市町村への通知に係る記録</li> <li>③苦情の内容等の記録</li> <li>④事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul>	適	否	【居宅基準第90条の2】 【介護予防基準第92条】
<p><b>第5 変更の届出等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更の届出が必要な事項については、適切に届出されているか。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。</li> <li>・管理者は届け出ている者と一致しているか。</li> <li>・運営規程は届け出ているものと一致しているか。</li> </ul> </div>	適	否	【介護保険法第75条】

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p><b>第6 介護給付費の算定及び取扱い</b></p> <p><b>基本的事項</b></p> <p>(1) 指定（介護予防）居宅療養管理指導費に係る所定の単位数表により算定しているか。</p> <p>(2) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	適	否	<p>【青P100、P155】、</p> <p>・介護給付費請求書、明細書</p> <p>・介護給付費請求書、明細書【青P154】</p>

# 平成24年度 自己点検シート

(介護報酬編)

(居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日：平成 年 月 日( )

点検担当者：

# 105 居宅療養管理指導費

点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬 の解釈頁
対象者・提供場所	通院困難な利用者で、利用者の居宅を訪問している	<input type="checkbox"/> 該当	診療記録、サービス提供の記録、サービス担当者会議の記録	青P247,248,250,254,256,258
施設退所日	算定日が介護老人保健施設、介護療養型医療施設の退所(退院)日、短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)でない	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票	青P156
<b>イ 医師が行う場合</b>				
(1)居宅療養管理指導費(共通)	ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言(※ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合を除く)	<input type="checkbox"/> 実施(必須)	指導又は助言の要点の記録、診療録	青P248,249
	利用者の同意を得て情報提供を行っている	<input type="checkbox"/> あり	同意の記録	青P248
	計画的かつ継続的な医学的管理に基づいたケアマネジャー等への情報提供(サービス担当者会議への参加等)	<input type="checkbox"/> あり	診療録、情報提供の記録	青P248
	利用者・家族等に対する指導又は助言(文書等の交付等)	<input type="checkbox"/> 該当	指導又は助言の要点の記録、診療録	青P248
	算定日は、訪問診療又は往診を行った日で、1月に2回を限度とする	<input type="checkbox"/> 該当	診療記録、サービス提供の記録、介護給付費請求書及び明細書	青P249
(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)	在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定	<input type="checkbox"/> あり→(Ⅱ)を算定	診療録	青P247
	同一建物居住者か ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している複数の利用者 イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者	<input type="checkbox"/> 該当		青P246,247

点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬 の解釈頁			
口 歯科医師が行う場合	ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言(※ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合を除く)	<input type="checkbox"/> 実施(必須)	指導又は助言の要点の記録、診療録	青P248,249			
		<input type="checkbox"/> あり	同意の記録	青P248			
		<input type="checkbox"/> あり	診療録、情報提供の記録	青P248			
		<input type="checkbox"/> 該当	指導又は助言の要点の記録、診療録	青P248			
		<input type="checkbox"/> 該当	診療記録、サービス提供の記録、介護給付費請求書及び明細書	青P249			
	同一建物居住者に対して行う場合	同一建物居住者か ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している複数の利用者 イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者	<input type="checkbox"/> 該当→(2)を算定		青P246,248		
			共通				
			ハ 薬剤師が行う場合				
			共通	ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要情報提供(※ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合を除く) 指導の内容について、利用者、家族等へ文書等で提供しよう努めている 医師又は歯科医師への報告、情報提供文書を保存 主治医に対し、医薬品緊急安全性情報、医薬品・医薬機器等安全性情報を文書により提供 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている(サポート薬局である場合を除く)	<input type="checkbox"/> 実施(必須)	指導又は助言の要点の記録、診療録	青P251
					<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供の記録	青P251
<input type="checkbox"/> あり	診療記録	青P251					
<input type="checkbox"/> あり	情報提供の記録	青P252					
<input type="checkbox"/> 非該当		青P252					

点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁
(1)医療機関の薬剤師が行う場合	医師又は歯科医師の指示に基づいた薬学的管理指導	<input type="checkbox"/> 該当	診療録	青P250
	1月に2回を限度として算定し、算定する日の間隔は6日以上とする	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書	青P250,251
	薬剤管理指導記録は、最後の記入の日から最低3年間保存	<input type="checkbox"/> あり	薬剤管理指導記録	青P252
	薬剤管理指導記録の記載	<input type="checkbox"/> あり	薬剤管理指導記録	青P252
	利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252
	利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252
	薬学的管理指導の内容(医薬品の保管状況、服薬状況、残薬の状況、重複投薬、配合禁忌等に関する確認及び実施した服薬支援措置等)	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252
	利用者への指導及び相談の要点	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252
	訪問指導等の実施日、訪問指導を行った薬剤師の氏名	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252
	同一建物居住者か 介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している複数の利用者 同一小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者	<input type="checkbox"/> 該当→(二)を算定		青P246,250
麻薬管理指導加算 (1回につき100単位)	薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、疼痛緩和の状況、副作用の有無等)	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P253
	利用者及び家族への指導相談事項(麻薬の服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等)	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P253
	返納された麻薬の廃棄に関する事項	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P253
	その他の麻薬に係る事項	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P253

点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬 の解釈頁
(2)薬局の薬剤師が行う場合	医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅訪問前に薬学的管理指導計画を策定	<input type="checkbox"/> あり	薬学的管理指導計画	青P251
	必要に応じ、処方医以外の医療関係職種に対しても、指導結果及び療養上の指導に関する留意点について情報提供	<input type="checkbox"/> あり	薬剤服用歴の記録	青P251
	1月に4回を限度として算定し、算定する日の間隔は6日以上とする	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書	青P250,251
	がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている者については、週2回かつ月8回を限度	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書	青P251
	薬剤服用歴の記録の記載	<input type="checkbox"/> あり	薬剤服用歴の記録	青P251
	利用者の氏名、生年月日、性別、住所、被保険者証の番号、緊急時の連絡先等	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P251
	処方についての記録(医療機関、処方医、処方日、処方内容等)	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P251
	調剤についての記録(調剤日、処方内容の照会の要点等)	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P251
	利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴等の情報の記録	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P251
	利用者又は家族等からの相談事項の要点	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P251
	服薬状況	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P251
	利用者の服薬中の体調の変化	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P251
	併用薬等(一般医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む)の情報	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252
	合併症の情報	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252
他科受診の有無	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252	
副作用が疑われる状況の有無	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252	

点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁	
同一建物居住者に対して行う場合	飲食物(現に利用者が服用している薬剤との相互作用が認められているものに限る)の摂取状況等	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252	
	服薬指導の要点	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252	
	訪問実施日、訪問した薬剤師の氏名	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252	
	処方医から提供された情報の要点	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252	
	薬学的管理の内容(薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤・併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等)	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252	
	処方医に提供した訪問結果に関する情報の要点	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252	
	処方医以外の医療関係職種から提供された情報の要点及び提供した訪問結果に関する情報の要点	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P252	
	同一建物居住者か ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している複数の利用者 イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者	<input type="checkbox"/> 該当→(二)を算定		青P246,250	
	サポート薬局	薬学的管理指導計画の内容を共有し、緊急やむを得ない事由 利用者又はその家族等の同意	<input type="checkbox"/> あり	薬学的管理指導計画	青P252
	在宅基幹薬局	薬剤服用歴の記録、在宅基幹薬局と当該記録の内容の共有 指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告、ケアマネジャーに対する必要な情報提供等 薬剤服用歴への記載(サポート薬局名、やむを得ない事由等) 請求明細書の摘要欄への記載(サポート薬局が業務を行った日付等)	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施	薬剤服用歴  薬剤服用歴 請求明細書	青P252  青P252 青P252 青P253 青P253

点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁
麻薬管理指導加算 (1回につき100単位)	薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、併用薬剤、疼痛緩和の状況、副作用の有無等)	<input type="checkbox"/> あり	薬剤服用歴の記録	青P253
	患者及び家族への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等)	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P253
	処方医に提供した訪問結果に関する情報の要点(麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等)	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P253
	返納された麻薬の廃棄に関する事項	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P253
	処方せん発行医に対して必要な情報の提供	<input type="checkbox"/> あり	〃	青P253
	<b>二 管理栄養士が行う場合</b>			
		計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいている	<input type="checkbox"/> 該当	指示内容の要点の記録、診療録
	次のいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が実施している	<input type="checkbox"/> 該当	栄養ケア計画	青P254
	イ 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、関連職種の人と共同して栄養ケア計画を作成している	<input type="checkbox"/> 該当	栄養ケア計画	青P254
	ロ 利用者の栄養状態を定期的に記録	<input type="checkbox"/> あり	栄養ケア提供経過記録	青P254
	ハ 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に(概ね3月)評価し、必要に応じて見直しを行う	<input type="checkbox"/> あり	栄養スクリーニング記録	青P254,255
	利用者の栄養状態のモニタリングを行い、指示を行った医師に報告	<input type="checkbox"/> あり	栄養アセスメント・モニタリング記録	青P255
	1月に2回を限度として算定する	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書	青P254
	栄養ケア計画を利用者、家族等へ交付し、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行う	<input type="checkbox"/> あり	栄養ケア提供経過記録	青P254
	請求明細書への訪問日の記入	<input type="checkbox"/> あり	請求明細書	青P254
	栄養ケア計画を利用者、家族等へ説明し、同意を得ている	<input type="checkbox"/> あり	同意の記録	青P254
	通所サービスで、栄養マネジメント加算を算定している	<input type="checkbox"/> なし	サービス提供票	緑P56

点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈員	
同一建物居住者に対して行う場合	同一建物居住者か ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している複数の利用者 イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者	<input type="checkbox"/> 該当→(2)を算定		青P246,254	
		<b>ホ 歯科衛生士等が行う場合</b>			
		<input type="checkbox"/> 該当	訪問診療を行った歯科医師の指示に基づいている	実地指導に係る記録、指示内容の要点的記録、診療録	青P256
		<input type="checkbox"/> 該当	指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師、看護職員が実施している	資格者証、勤務形態一覧表	青P256
		<input type="checkbox"/> 該当	訪問診療の日から3ヶ月の間に1月に4回を限度として算定する	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書	青P256
		<input type="checkbox"/> 該当	療養上必要な実地指導を1対1で20分(準備時間等除く)以上実施している	口腔機能向上サービス実施記録	青P256
		<input type="checkbox"/> あり	終了後、指示した歯科医師に直接報告	実地指導に係る記録、指示内容の要点的記録、診療録	青P256
		<input type="checkbox"/> あり	実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存	実地指導に係る記録	青P257
		<input type="checkbox"/> 該当	利用者の口腔機能のリスク、解決すべき課題を把握し、関連職種が共同して管理指導計画を作成している。	管理指導計画	青P257
		<input type="checkbox"/> あり	管理指導計画を利用者、家族等へ説明し、同意を得ている	同意の記録	青P257
<input type="checkbox"/> あり	管理指導計画の進捗状況を定期的に(概ね3ヶ月)評価し、必要に応じて見直しを行う	口腔機能スクリーニング記録、モニタリング記録	青P257		
同一建物居住者に対して行う場合	同一建物居住者か ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している複数の利用者 イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者	<input type="checkbox"/> 該当→(2)を算定		青P246,256	

点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈員
ハ 看護職員が行う場合				
	「主治医意見書」14(5)の「看護職員の訪問による相談・支援」の項にチェックのある者又は看護職員の訪問による相談支援の必要がある旨の記載がある者で、サービス担当者会議で必要性が認められている	<input type="checkbox"/> 該当	主治医意見書、サービス担当者会議の記録	青P258
	指定居宅療養管理指導事業所の看護職員が実施している	<input type="checkbox"/> 該当	資格者証、勤務形態一覧表	青P258
	利用者、家族等の同意を得ている	<input type="checkbox"/> あり	同意の記録	青P258
	指定居宅サービスの提供から6月の間に2回を限度として算定する	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書	青P258
	必要に応じて電話相談を実施している	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供の記録	青P258
	ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供	<input type="checkbox"/> 実施(必須)	サービス提供の記録	青P258
	看護職員は、相談及び支援の記録を作成し保存。指導の要点、課題等を明記し、医師、介護支援専門員等に情報提供	<input type="checkbox"/> あり	相談及び支援の記録	青P258
居宅サービスの場合	利用者が定期的に通院、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護又は複合型サービスを受けている	<input type="checkbox"/> なし	サービス提供票	青P258
介護予防サービスの場合	利用者が定期的に通院、訪問診療、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている	<input type="checkbox"/> なし	サービス提供票	青P998
	准看護師が行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供の記録	青P258
同一建物居住者に対して行う場合	同一建物居住者か ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している複数の利用者 イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者	<input type="checkbox"/> 該当→(2)を算定		青P246,258